

# JIS

## 高齢者・障害者等配慮設計指針— 情報通信における機器，ソフトウェア及び サービス—第3部：ウェブコンテンツ

JIS X 8341-3 : 2016

(ISO/IEC 40500 : 2012)

(WAIC/JSA)

平成 28 年 3 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊 藤 智	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	青 木 裕佳子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	稲 垣 浩	総務省行政管理局
	岩 田 秀 行	日本電信電話株式会社
	榎 本 義 彦	日本アイ・ビー・エム株式会社
	大 石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	小 野 文 孝	東京大学
	紅 林 孝 彰	日本銀行金融研究所
	神 保 光 子	日本電気株式会社
	菅 野 育 子	愛知淑徳大学
	鈴 木 正 敏	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	中 山 康 子	株式会社東芝
	西 山 茂	新潟国際情報大学
	平 岡 靖 敏	一般財団法人日本規格協会
	藤 田 和 重	総務省情報通信国際戦略局
	三 宅 滋	株式会社日立製作所

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 16.6.20 改正：平成 28.3.22

官 報 公 示：平成 28.3.22

原 案 作 成 者：情報通信アクセス協議会

(〒105-0013 東京都港区浜松町 2-2-12 JEI 浜松町ビル 一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会内 TEL 03-5403-9354)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 伊藤 智)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
0A 適用範囲	1
0B インTRODクシヨン	2
0B.1 WCAG 2.0 ガイダンスのレイヤー	2
0B.2 WCAG 2.0 関連文書	3
0B.3 WCAG 2.0 における重要な用語	4
1 知覚可能の原則	4
1.1 代替テキストのガイドライン	4
1.2 時間依存メディアのガイドライン	5
1.3 適応可能のガイドライン	7
1.4 判別可能のガイドライン	7
2 操作可能の原則	10
2.1 キーボード操作可能のガイドライン	10
2.2 十分な時間のガイドライン	11
2.3 発作の防止のガイドライン	13
2.4 ナビゲーション可能のガイドライン	13
3 理解可能の原則	15
3.1 読みやすさのガイドライン	15
3.2 予測可能のガイドライン	16
3.3 入力支援のガイドライン	17
4 堅ろう (牢) (Robust) の原則	18
4.1 互換性のガイドライン	18
5 適合	19
5.1 適合要件	19
5.2 適合表明 (任意)	21
5.3 部分適合に関する記述—第三者によるコンテンツ	22
5.4 部分適合に関する記述—言語	22
附属書 A (規定) 用語集	23
附属書 B (参考) 謝辞	41
附属書 C (参考) 参考文献	43
附属書 JA (参考) ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上のプロセスに関する推奨事項	44
附属書 JB (参考) 試験方法	48
解 説	52

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会 (WAIC) 及び一般財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS X 8341-3:2010** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS X 8341** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS X 8341-1** 第 1 部：共通指針

**JIS X 8341-2** 第 2 部：パーソナルコンピュータ

**JIS X 8341-3** 第 3 部：ウェブコンテンツ

**JIS X 8341-4** 第 4 部：電気通信機器

**JIS X 8341-5** 第 5 部：事務機器

**JIS X 8341-6** 第 6 部：対話ソフトウェア

**JIS X 8341-7** 第 7 部：アクセシビリティ設定

# 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における 機器，ソフトウェア及びサービス— 第3部：ウェブコンテンツ

## Guidelines for older persons and persons with disabilities— Information and communications equipment, software and services— Part 3: Web content

### 序文

この規格は、2012年に第1版として発行された **ISO/IEC 40500** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

### 0A 適用範囲

この規格は、高齢者及び障害のある人を含む全ての利用者が、使用している端末、ウェブブラウザ、支援技術などに関係なく利用することができるように、ウェブコンテンツが確保すべきアクセシビリティの基準について規定する。

この規格が適用されるウェブコンテンツとは、支援技術を含むユーザエージェントによって利用者に提供されるあらゆる情報及び感覚的な体験を指す。例えば、インターネット又はイントラネットを介して提供されるウェブサイト、ウェブアプリケーション、ウェブシステムなどのコンテンツ、及びCD-ROMなどの記録媒体を介して配布される電子文書が挙げられる。その他、この規格は支援技術を含むユーザエージェントを用いて利用されるコンテンツ全般に適用される。

また、**附属書 JA** 及び**附属書 JB** は対応国際規格にはない事項である。これは、この規格において、旧規格 (**JIS X 8341-3:2010**) にあった独自の要求事項を推奨事項とし、その内容を附属書 (参考) として示すことにしたためである。

**注記 1** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**ISO/IEC 40500:2012**, Information technology – W3C Web Content Accessibility Guidelines (WCAG) 2.0 (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している”ことを示す。

**注記 2** この規格の対応国際規格は、W3CのWeb Content Accessibility Guidelines (WCAG) 2.0の文書をそのまま使用しており、最新の情報はW3Cが公開している原文 (<http://www.w3.org/TR/WCAG20/>) にて確認する。